

岩手県告示第475号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成23年8月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

氏 名	診療科名	勤務先	所在地	指定年月日
堀江 圭	心臓血管外科及び呼吸器外科	堀江医院	紫波郡矢巾町	平成23年7月21日
島谷 剛美	整形外科	岩手医科大学附属花巻温泉病院	花巻市	〃
高橋 格	呼吸器内科	北上済生会病院	北上市	〃
入野田 崇	外科	北上済生会病院	北上市	〃
高橋 久行	内科	奥州市国民健康保険衣川診療所	奥州市	〃
玉田 邦房	眼科	岩手県立胆沢病院	奥州市	〃
遠藤 泰史	小児科	博愛会一関病院	一関市	〃
糸川 涉	整形外科	岩手県立千厩病院	一関市	〃
大澤 泰介	泌尿器科	岩手県立千厩病院	一関市	〃
菊地 修平	整形外科	岩手県立大東病院	一関市	〃
佐藤 円	内科	西城病院	一関市	〃
吉田 渡	整形外科	岩手県立釜石病院	釜石市	〃
畠山 知規	内科	済生会岩泉病院	下閉伊郡岩泉町	〃
鈴木 真紗子	神経内科	岩手県立久慈病院	久慈市	〃
三又 義訓	整形外科	岩手県立久慈病院	久慈市	〃
横山 大輔	眼科	岩手県立久慈病院	久慈市	〃
藪田 昭典	脳神経外科	岩手県立二戸病院	二戸市	〃